

H24 . 4 . 1~

「粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則の一部を改正する省令」が施行されます。

屋外におけるアーク溶接作業と屋外における岩石等の裁断等作業においても、屋内で行う場合と同等の粉じんばく露の恐れがあることが認められたことから、屋外におけるアーク溶接作業を粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則の規定が適用される「粉じん作業」とし、また、この「屋外におけるアーク溶接作業と屋外における岩石等の裁断等作業」の両者を「呼吸用保護具の使用を要する作業」となりました。

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

(参考)

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H120208K0020.pdf>